

新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置（令和2年5月5日変更）

令和2年4月17日より実施している標記について、5月4日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長したことを受け、次のとおり緊急事態措置を実施する期間等を改める。

なお、再度感染の拡大傾向が認められる場合等には、必要に応じて緊急事態措置を見直すものとする。

1 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から5月31日（日）まで

2 区域

富山県全域

3 実施する措置の内容

(1) 外出の自粛

- ・ 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えていただきたい。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- ・ カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。
- ・ 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染症対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底していただきたい。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

- ・ クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「3つの密」のある集まりについては、開催を自粛いただきたい。
- ・ 感染防止策を講じた上での比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）のイベント等については、以下の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応いただきたい。
 - ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

(3) 施設の使用停止の要請等（別紙参照）（実施期間：5月7日～5月31日）

- ・ 特措法第24条第9項等に基づき、別紙1の施設管理者等に対し、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。（＝休業要請）

- 別紙2に記載の施設は、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業などの協力依頼の対象外とする。（ただし、①のうち、床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。）
- 特定の施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切な対応を依頼する。

（4）職場への出勤等

- 各企業等においては、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、職場においては、感染防止のための取組み（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保（最低1m、できるだけ2m）、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や、「3つの密」を避ける行動を徹底していただきたい。
- 人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。

（5）その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。

別紙1 特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
文教施設	幼稚園	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
大学・学習塾等(※) 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボーリング場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場(※1)	
	バッティング練習場(※1)	
	陸上競技場(※1、※2)	
	野球場(※1、※2)	
	テニスコート(※1、※2)	
	柔剣道場	
	弓道場(※1)	
	マージャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	

劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館等 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※5月10日まで。5月11日以降は、基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業要請の対象外とする。
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

別紙2 基本的に休業を要請しない施設

① 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

※ただし、従来特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼していた床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。

施設の種類	施設	備考
大学・学習塾等（※）	大学	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
博物館等	博物館	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

② 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	施設	備考
医療施設（※）	病院	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	
	診療所	
	歯科	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
	柔道整復	
生活必需物資販売店	食料品売場（※）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	卸売市場	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
	自転車屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	花屋	
食事提供施設	飲食店	・ 基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ・ 営業時間を午前5時から午後8時までの間とする営業時間短縮の協力を要請（5月10日まで） ・ 従来夜7時までとすることを要請していた酒類の提供については、5月11日以降、夜8時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
	カプセルホテル	
	民泊	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	タクシー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等含む）	
	レンタカー	
工場等	工場	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	作業場	

金融機関・官公署等	銀行	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	証券会社	
	保険（代理店）	
	官公署	
	証券取引所	
	（各種）事務所	
	消費者金融	
	ATM	
その他	理美容（理髪店、美容院）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	
	貸金庫	
	メディア	
	葬儀場・火葬場	
	獣医	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	質屋	
	郵便局	
	クリーニング店	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場（貸衣装含む）	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	神社	
	寺院	
	教会	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	100円ショップ	
	駅売店	

③ 社会福祉施設等

施設の種類	施設	備考
社会福祉施設等（※）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	必要な保育等を確保した上で基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	放課後児童クラブ（学童保育）	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請